

# 富山市まち・ひと・しごと総合戦略会議設置要綱

## (趣旨・設置)

第1条 この要綱は、富山市が策定する富山市総合戦略に対する意見の聴取等を行うため、富山市まち・ひと・しごと総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 委員は、次に掲げるもので組織する。

（1）学識経験を有する者

（2）関係団体の役職員

（3）その他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合、市長が必要と認めるときは、新たな委員を任命することができ、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任することができる。

4 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 委員長を、会議の議長とする。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (意見の聴取)

第3条 会議は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## (庶務)

第4条 会議の庶務は、企画管理部において処理する。

## (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

## 附　則

### (施行期日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。